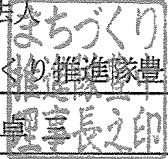




平成30年4月27日

三豊市長 様

申請者	団体又は法人の所在地	三豊市豊中町本山甲201番地1
	団体又は法人の名称	特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
	代表者氏名	理事長 野田 卓 
	電話番号	0875-62-5210

地域内分権推進交付金実績報告書

平成29年5月15日付け三政田第117号-2により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 実績報告額 | <u>11,546,766円</u> |
|---------|--------------------|
-
- | | |
|--------------------|--|
| 2 添付書類 | |
| (1) 事業報告書 | |
| (2) 決算監査報告書 | |
| (3) 財産目録 | |
| (4) 貸借対照表 | |
| (5) 収支計算書 | |
| (6) 全役員名簿 | |
| (7) 事業年度末の定款又は規約 | |
| (8) その他市長が必要と認める書類 | |

平成29年度 事業実績報告書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

1. 事業の成果

- (1) まちづくり推進隊豊中は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町の創造に向け、様々な活動を積極的に進めています。平成29年度の活動は、前年度の活動をベースにさらにレベルアップした積極的な活動を目指しました。主となる4部会はそれぞれの分野で自主事業を展開し活躍しています。
- 「安全・防災部会」では、町内各地域において、自主防災訓練のサポートを実施しています。減災の重要性や、防災知識を一人でも多くの方に身に付けていただけるよう努めています。5月には、大規模災害に備えた中間支援ネットワーク作りとそれに向けた情報共有を目的にした「災害時の連携を考える全国フォーラム」に参加しました。
 - 「地域交流部会」では、豊中町の郷土料理「肉もっそ」の販売や料理教室などさまざまな活動を行っています。また、不動産の滝カントリーパークにて、「花いっぱいプロジェクト」、豊中コミュニティセンター内でのロビー展を実施しました。目で見て楽しみ自然を感じて落ち着ける施設及び公園づくりを心がけています。これらの活動を続けることにより、私たちの豊中町を大切に、より良い豊中町になるよう、部会員一同日々努力を重ねています。
 - 「環境保全部会」は、市民協議会と連携しています。「三里会」では、宮川や長瀬川の清掃活動に取り組んでおります。今年は5月6月7月8月9月1月に清掃活動を行い、10月には県下海ゴミクリーン作戦に参加の予定でしたが、台風の為中止いたしました。里山・里川・里海の自然を保全するために頑張っています。
 - 「健康・福祉部会」は、「第53回豊中町文化祭」が11月に行われ、今年も無料の骨密度測定と保健師による健康相談コーナーを設けました。98名の方が測定され、皆様の健康への意識の高さが伺えました。また、健康体操教室を4月に開講しました。たくまシーマックスの専門指導員をお招きし、和気あいあいと体操を楽しみながらの教室となりました。これからも、地域の皆様の健康と福祉に役立つような取り組みを進めていきたいと考えています。
- (2) 平成26年度より三豊市豊中コミュニティセンター及び不動産の滝カントリーパークの指定管理運営を行ってまいりました。平成29年度より新たに5年間指定管理運営を継続することとなりました。自然に囲まれ四季を感じられる素晴らしい施設・公園です。人々が集い楽しめる場となってほしいと思っております。今まで以上に、施設及び公園の改善や環境整備を進め、より快適に利用していただけるよう努力していきたいと考えています。
- (3) 移譲業務 「三豊市地区衛生組織連合会豊中支部」として、事務処理及び年2回の豊中町内一斉清掃を滞りなく実施することができました。「三豊市自治会連合会豊中支部」として、事務処理及び豊中町内の自治会間の連絡等について、自治会長を始め住民の方々のご協力により問題なく遂行することができました。また、防犯灯管理業務、交通安全業務もつつがなく円滑に遂行することができました。

2. 組織体制

理事	12名	監事	2名	事務局長	1名	事務局職員	2名
館長	1名	一般会員	74名	賛助会員	3名		

3. 個別事業報告書

(1)

事業名	花一杯プロジェクト			
事業内容	三豊市豊中コミュニティセンター・不動の滝カントリーパークを地域交流部会の会員が、種や球根から丹精込めて育て、見頃になった花々を飾り、日々の水やりから花の管理まで行った。パンジー、チューリップ、葉ボタン、マリーゴールド、サルビアが花壇やプランター栽培で四季折々公園の来園者を楽しませている。			
実施日時	通年			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター・不動の滝カントリーパーク			
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数の来園者		(延人数	— 人)
役務提供者	理事・部会員		(実人数	40 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載			
決算額	収入額	281,915 円	支出額	281,915 円
	内訳 受取交付金	281,915 円	内訳 材料費	280,365 円
			通信運搬費	500 円
			消耗備品費	1,050 円

(2)

事業名	豊中町名産品(肉もっそ)作り支援事業			
事業内容	豊中町名産品(肉もっそ)作りを支援するため、「肉もっそ」の作り教室を開催。本教室の開催により、地元子供たちとの交流が図られ「肉もっそ」の知名度向上が図れた。また、県外からの行政の視察研修の受け入れなども行った。			
実施日時	平成29年8月8日 10:00-12:30 「地域づくり全国研修交流会香川県大会」接待 平成29年8月22日 10:00-12:00 「肉もっそ」料理教室開催			
実施場所	豊中コミュニティセンター			
参加者・受益者	平成29年8月8日 全国研修交流会の参加者 46名		(延人数	98 人)
	平成29年8月22日 NPO法人フレンズ (児童他 50人)			
役務提供者	平成29年8月8日 理事・会員・事務局 18名		(実人数	28 人)
	平成29年8月22日 理事・会員 10名		(延人数	28 人)
延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載				
決算額	収入額	339,123 円	支出額	339,123 円
	内訳 受取交付金	313,123 円	内訳 材料費	14,318 円
	参加費	26,000 円	消耗備品費	295,205 円
			支払手数料	29,600 円

(3)

事業名	豊中町名産「肉もっそ」の販売事業			
事業内容	「肉もっそ」を豊中町名産としての位置づけを始めて4年目となり毎月1回定期的に豊中コミュニティセンターにて販売を行った。 三豊市で行われるイベントにも、主催者側から出店依頼があり「肉もっそ」の知名度も広がり豊中町の活性化にも繋がっている。			
実施日時	通年 月1回 三豊市豊中コミュニティセンター×12回販売 10:00-12:00 平成29年5月16日 9:30-11:00 「第1回わが町(三豊市)づくりフェア」 平成29年7月23日 6:30-7:30 「第8回 暮らし広場 朝ごはん」 平成29年11月5日 9:00-11:00 「第53回豊中町文化祭」 平成29年11月26日 9:00-14:00 「さぬき軽トラ市」			
実施場所	平成29年5月16日「詫間町マリンウェブ」 平成29年7月23日「稻荷運動公園」 平成29年11月5日「豊中町農村環境改善センター前駐車場」 平成29年11月26日「三豊市役所前駐車場」			
参加者・受益者	三豊市民を始め、不特定多数の来客者	(延人数 - 人)		
役務提供者	理事・会員・事務局	(実人数 20 人)		
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	(延人数 240 人)		
決算額	収入額	460,050 円	支出額	403,201 円
	内訳 名産売上高	460,050 円	内訳 材料費	184,975 円
			諸謝金	158,865 円
			事務用品費	128 円
			消耗備品費	4,309 円
	売上高	460,050 円	保険料	9,000 円
	支出額	403,201 円	支払手数料	45,924 円
差引収益	56,849 円			

(4)

事業名	豊中コミュニティセンターロビー等の季節展示展			
事業内容	豊中町から集められた家庭で飾らなくなった「雛人形」「鯉のぼり」など、地域の方々に楽しんでいただけるような展示を行い、豊中町の「町おこし」の一つにしたいと四季折々ロビー展を開催している。			
実施日時	(七夕飾り)平成29年7月24日 9:00-12:00 (八朔人形他飾り)平成29年11月10日 15:00-16:30 (柳餅飾り/正月飾り/門松作製設置)平成29年12月26日 9:30-12:00 (雛段飾り)平成30年3月7日 13:00-16:30			
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター・不動の滝カントリーパーク			
参加者・受益者	豊中町民及び来館者の不特定多数 (七夕飾り)青空クラブ 100人 (柳餅飾り)青空クラブ 91人他 7人 (雛段飾り)青空クラブ 33人他 6人 (延人数 ー 人)			
役務提供者	(七夕飾り)理事・会員 12人 (八朔人形他飾り)理事・会員 5人 (柳餅飾り/門松作製設置)理事・会員 14人 (実人数 43 人) (雛段飾り)理事・会員 12人 (延人数 43 人) 延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載			
決算額	収入額	43,697 円	支出額	43,697 円
	内訳 受取交付金	43,697 円	内訳 材料費	43,697 円

(5)

事業名	健康福祉相談コーナー設置			
事業内容	保健師と打ち合わせ等を通じて連携を取り、昨年と同様に豊中町の文化祭へ出展し、参加者の骨密度や血圧を測定することで健康増進を図りました。また、毎年開催することで、健康に対する意識や自己管理を高めることに協力したいと考えています。			
実施日時	平成29年11月5日 9:00-12:00			
実施場所	農村改善センター 2階			
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数の来客者 (延人数 98 人)			
役務提供者	三豊市の保健師・理事・事務局 (実人数 7 人) (延人数 7 人) 延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載			
決算額	収入額	42,032 円	支出額	42,032 円
	内訳 受取交付金	42,032 円	内訳 諸謝金	1,100 円
			通信運搬費	3,024 円
			広告宣伝費	37,908 円

(6)

事業名	健康体操教室			
事業内容	豊中町民を対象にした機能改善・向上の健康体操の中から毎回テーマの違うミニ運動教室を開催。健康維持増進に効果があり、日常の生活に役立つ内容の健康教室を開催しました。			
実施日時	平成29年4月18日～（毎週火曜日 全7回）			
実施場所	豊中庁舎 4階健診ホール			
参加者・受益者	豊中町民 (延人数 18 人)			
役務提供者	理事・会員・事務局	(実人数 7 人)		
	三豊市総合型地域文化スポーツクラブ	(延人数 49 人)		
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載			
決算額	収入額	60,709 円	支出額	60,709 円
	内訳 受取交付金	6,709 円	内訳 広告宣伝費	4,009 円
	参加料	54,000 円	支払手数料	56,700 円

(7)

事業名	防災・減災事業			
事業内容	各小学校校区自主防災組織の育成を図るため、自主防災組織を設立する自治会には、マニュアル及び訓練等のサポートを積極的に実施し、避難所運営のためのノウハウを構築しました。また、訓練に必要な共通する資機材を揃え、訓練時に貸出しを行っています。			
実施日時 実施場所	平成29年6月25日 9:20-13:45 (上高野自主防災訓練時備品貸出) 平成29年11月19日 12:15-14:00 (本山小学校) 平成29年11月19日 (比地大自主防災訓練時備品貸出) 平成29年12月3日 (豊中中学校防災訓練時備品貸出) 平成30年2月17日 9:55-12:05 (桑山小学校) 平成30年3月31日 7:30-16:30 (高知視察研修)			
参加者・受益者	平成29年6月25日 (上高野自主防災) 平成29年11月19日 (本山小学校) 240名 平成29年11月19日 (比地大自主防災) 平成29年12月3日 (豊中中学校) 平成30年2月17日 (桑山小学校) 240名 平成30年3月31日 (高知視察研修) 12名 (延人数 492 人)			
役務提供者	公民館及び地区有志の方々	(実人数 50 人)		
	地元消防団・三観広域消防・理事・会員	(延人数 200 人)		
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載			
決算額	収入額	390,593 円	支出額	390,593 円
	内訳 受取交付金	379,593 円	内訳 諸謝金	3,050 円
	参加費	11,000 円	旅費交通費	84,930 円
			通信運搬費	6,108 円
			消耗備品費	212,328 円
			消耗品費	515 円
			賃借料	69,120 円
			研修費	10,000 円
			支払手数料	4,542 円

(8)

事業名	「三里会」活動支援事業			
事業内容	<p>「三里会」は、ふるさと三豊の自然環境をみんなで守り育て、里川流域において地域の関係団体が連携・協働して、自然環境の保全・創出に関する事業や組織を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。</p> <p>豊中町には、竿川・宮川・財田川があり、昨今水質は低下し不法投棄が後を絶ちません。また、植生の変化から外来種と思われる草木・水生生物が繁殖しています。三里会では定期的に河川清掃を行い、農業資材・ポリ製品・空き缶・ペットボトルなどを回収し、業者に持ち込み処分を行いました。</p> <p>また、不動の滝の水質改善については、汚泥の処理方法やそれに伴う処理費用など関係業者等に相談をし、検討を行っている。</p>			
実施日時	<p>平成29年5月14日 9:00-9:45 (第10回 宮川清掃)</p> <p>平成29年6月11日 8:00-9:15 (第11回 宮川清掃)</p> <p>平成29年7月9日 8:00-8:45 (第12回 宮川清掃)</p> <p>平成29年7月9日 9:00-10:00 (不動の滝カントリーパーク内池水質改善調査)</p> <p>平成29年8月13日 8:00-9:25 (第13回 宮川清掃)</p> <p>平成29年9月10日 8:00-8:25 (第14回 宮川清掃)</p> <p>平成30年1月14日 8:00-9:35 (第16回 宮川清掃)</p>			
実施場所	<p>平成29年5月14日 (財田川水系宮川清掃)</p> <p>平成29年6月11日 (宮川水系長湊川高速の下付近清掃)</p> <p>平成29年7月9日 (財田川水系宮川坂浦橋～小鳥橋清掃)</p> <p>平成29年7月9日 (不動の滝カントリーパーク)</p> <p>平成29年8月13日 (宮川水系長湊川高速の下付近清掃)</p> <p>平成29年9月10日 (一里山橋清掃)</p> <p>平成30年1月14日 (財田川水系宮川坂浦橋～小鳥橋清掃)</p>			
参加者・受益者	豊中町民			
役務提供者	<p>平成29年5月14日 (理事・会員) 3人</p> <p>平成29年6月11日 (理事・会員) 7人</p> <p>平成29年7月9日 8:00- (理事・会員) 7人</p> <p>平成29年7月9日 9:00- (理事・会員) 6人</p> <p>平成29年8月13日 (理事・会員) 6人</p> <p>平成29年9月10日 (理事・会員) 4人</p> <p>平成30年1月14日 (理事・会員) 6人</p> <p style="text-align: right;">(実人数 39人) (延人数 39人)</p> <p style="text-align: center;">延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載</p>			
決算額	収入額	149,783 円	支出額	149,783 円
	内訳 受取交付金	149,783 円	内訳 支払助成金	149,783 円

(9)

事業名	第4回 不動の滝まつり		
事業内容	豊中コミュニティセンター及び不動の滝カントリーパークを使用し、地域の特産物・名産品などを中心に町内外から参加者を募りマルシェを実施し、市民交流を図り豊中町の活性化にも繋げたかったが、季節外れの台風接近により「第4回不動の滝まつり」は中止することとなった。		
実施日時	平成29年10月29日(中止)		
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター・不動の滝カントリーパーク		
参加者・受益者	豊中町民を始め、不特定多数の来客者		(延人数 0 人)
役務提供者	出店者・理事・会員・事務局		(実人数 8 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		(延人数 40 人)
決算額	収入額	126,944 円	支出額 126,944 円
	内訳 受取交付金	126,944 円	内訳 材料費 19,247 円
			通信運搬費 7,435 円
			消耗備品費 20,940 円
			消耗品費 6,638 円
			広告宣伝費 71,280 円
			支払手数料 1,404 円

(10)

事業名	ジャズコンサートの共催		
事業内容	今年で5回目を迎える。Jazzコンサート。青空クラブの子ども達が会場設営・受付・案内係・会場アナウンス…等 子ども達運営のコンサートを開催した。地元はもとより、県内外からのお客様をもてなすアットホームなコンサートを目指し「不動の滝といえばJazzコンサート!」というイメージを定着させたい。		
実施日時	平成29年11月25日		
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター		
参加者・受益者	三豊市及び豊中町民		(延人数 180 人)
役務提供者	青空クラブ・理事・会員		(実人数 40 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		(延人数 40 人)
決算額	収入額	50,000 円	支出額 50,000 円
	内訳 受取交付金	50,000 円	内訳 支払助成金 50,000 円

(11)

事業名	稲荷公園「第19回 月見の宴」		
事業内容	平成29年で19回目の開催になるイベントで、地域活性化のために活動を続けてきた団体で、中秋の名月の時期に開催。催しの費用と会場設営費・整備費として三豊市管理の公園の一部通路の整地費用の助成を行った。 本事業実施により、三豊市内の観光地のひとつである財田川リバーサイドパークを県内外に周知することが出来る。それによって地域住民の活性化効果、並びに世代間の交流・親睦がはかれる。		
実施日時	平成29年9月9日 17:00-21:00		
実施場所	豊中町本山「稲荷公園」		
参加者・受益者	三豊市民・観音寺市民を始め、不特定多数の来客者		(延人数 500 人)
役務提供者	「月見の宴」実行委員会		(実人数 - 人)
			(延人数 - 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	86,000 円	支出額 86,000 円
	内訳 受取交付金	86,000 円	内訳 広告宣伝費 86,000 円

(12)

事業名	広報紙第5号の発行		
事業内容	まちづくり推進隊豊中の活動を広く住民に周知し理解を得るため、年に1回広報紙を発行しています。5回目の発行となります。		
実施日時	平成30年1月		
実施場所	事務局		
参加者・受益者	豊中町民		(延人数 3,500 人)
役務提供者	事務局		(実人数 3 人)
			(延人数 45 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	70,200 円	支出額 70,200 円
	内訳 受取交付金	70,200 円	内訳 印刷製本費 70,200 円

(13)

事業名	「どんど焼き」開催		
事業内容	小正月の行事で、正月の松飾り・注連縄(しめなわ)・書き初めなどを家々から持ち寄り、一箇所に積み上げて燃やすという全国に伝わるお正月の火祭り行事を実行した。昨今正月飾りをゴミとして処理されかねない現状を、楽しい・意義あるイベントとして定着させ、併せて「可燃ゴミ減量」の社会貢献にも寄与できる。		
実施日時	平成30年1月15日 8:00~10:30		
実施場所	豊中町岡本 不動の滝カントリーパーク駐車場		
参加者・受益者	豊中町民		(延人数 100 人)
役務提供者	理事・会員		(実人数 17 人)
			(延人数 17 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		

(14)

事業名	70番札所 本山寺でのお接待		
事業内容	四国遍路者数は年間10万～20万人といわれている。全国各地から訪れる巡礼者に対するPR活動は、豊中町の知名度を上げるための絶好の機会と考えます。全国各地から訪れる巡礼者を対象に、本山寺で「肉もっそ」と「お茶」でお接待をしました。29年度は、フランス・静岡・京都・広島・岡山・大分・高知・徳島などから来られた巡礼者の方たちと幅広く交流することが出来ました。		
実施日時	平成29年4月16日 10:00～11:30 平成30年3月24日 10:00～12:00		
実施場所	豊中町 本山寺		
参加者・受益者	全国から来られる本山寺への巡礼者の方々		(延人数 200 人)
役務提供者	理事・会員		(実人数 17 人)
			(延人数 34 人)
延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載			

(15)

事業名	三豊市豊中コミュニティセンター					
事業内容	三豊市より指定管理者として施設の運営及び管理を行う。					
実施日時	通年					
実施場所	三豊市豊中コミュニティセンター					
参加者・受益者	豊中町民他不特定多数の来館者		(延人数 — 人)			
役務提供者	理事・会員・事務局・シルバー人材センター他		(実人数 6 人)			
			(延人数 240 人)			
延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載						
決算額	収入額	5,964,886 円	支出額	5,871,053 円		
	内訳	受託事業収益	5,150,000 円	内訳	給 与	1,623,966 円
		事業収益	813,710 円		法定福利費	137,250 円
		雑収益	1,150 円		業務委託費	2,104,931 円
		受取利息	26 円		印刷製本費	11,043 円
					旅費交通費	4,560 円
					事務用品費	11,254 円
					通信運搬費	98,540 円
		収 益	5,964,886 円		消耗備品費	89,960 円
		支 出	5,871,053 円		消耗品費	52,942 円
		差 引	93,833 円		食糧費	7,500 円
					修繕費	107,676 円
					施設燃料費	195,194 円
					水道光熱費	950,592 円
				保険料	5,050 円	
				リース料	123,566 円	
				租税公課	326,513 円	
				支払手数料	20,516 円	

(16)

事業名	不動の滝カントリーパーク					
事業内容	三豊市より、平成 29 年度から新たに 5 年間指定管理者として公園の管理運営を継続することとなりました。平成 26 年度からの 3 年間の管理運営の経験を活かし豊中町のますますの活性化に向けた事業展開に尽力していきたいと考えます。平成 29 年 10 月には「第 4 回不動の滝まつり」を開催するため準備していたが、季節外れの台風接近のため中止となりました。11 月には不動の滝カントリーパークのパットゴルフ場を幅広く周知するため「第 2 回不動の滝カントリーパークパットゴルフ大会」を開催した。					
実施日時	通年					
実施場所	不動の滝カントリーパーク・本山寺					
参加者・受益者	豊中町民他不特定多数の来園者	(延人数 ー 人)				
役務提供者	理事・会員・事務局・シルバー人材センター他	(実人数 20 人)				
	延人数の積算	(例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載				
決算額	収入額	5,514,528 円	支出額	5,336,858 円		
	内訳	受託事業収益	4,550,000 円	内訳	給与	347,950 円
		事業収益	964,502 円		材料費	110,430 円
		受取利息	26 円		業務委託費	2,190,287 円
					諸謝金	8,750 円
					印刷製本費	51,840 円
					車両費	89,759 円
					車両燃料費	17,531 円
		収 益	5,514,528 円		通信運搬費	780 円
		支 出	5,336,858 円		消耗備品費	29,416 円
		差 引	177,670 円		消耗品費	79,739 円
					食糧費	16,462 円
					修繕費	156,343 円
					施設燃料費	0 円
					水道光熱費	1,474,637 円
					賃貸料	40,000 円
				保険料	236,710 円	
				租税公課	435,792 円	
				支払手数料	432 円	
				減価償却費	50,000 円	

(17)

事業名	公共施設管理事業		
事業内容	公共施設の備品等について修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	保健センター		
参加者・受益者	保健センター利用者他		(延人数 1 人)
役務提供者	事務局		(実人数 3 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		(延人数 3 人)
決算額	収入額	34,560 円	支出額 34,560 円
	内訳 受取交付金	34,560 円	内訳 消耗品費 34,560 円

(18)

事業名	防犯灯管理、交通安全事業		
事業内容	既存の防犯灯の修繕、交通安全キャンペーン・パトロールの実施等を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	豊中町全域		
参加者・受益者	豊中町民		(延人数 1 人)
役務提供者	事務局		(実人数 3 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		(延人数 360 人)
決算額	収入額	224,047 円	支出額 224,047 円
	内訳 受取交付金	224,047 円	内訳 食糧費 16,856 円
			修繕費 207,191 円

(19)

事業名	自治会連合会豊中支部		
事業内容	豊中町内の自治会間の連絡を密にし、相互に協調し地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とし、総会、理事会、県外研修を行った。 自治会連合会豊中支部(別会計)として、事業を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	豊中町全域		
参加者・受益者	豊中町内の自治会		(延人数 93 自治会)
役務提供者	豊中支部役員・事務局		(実人数 13 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		(延人数 52 人)
決算額	収入額	465,000 円	支出額 465,000 円
	内訳 受取交付金	465,000 円	内訳 支払助成金 465,000 円
	⑤5,000×93 自治会		

(20)

事業名	三豊市地区衛生組織連合会豊中支部
事業内容	豊中町内の93自治会の衛生組織相互の緊密な連携のもとに、住民の保健推進と環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資することを目的とし、総会、理事会、県外研修、豊中町早朝一斉清掃を年2回(8月・2月)行った。 地区衛生組織連合会豊中支部(別会計)として、衛生組織の指導育成、衛生に関する必要な調査研修及び資料の配布等の事業を行った。
実施日時	通年
実施場所	豊中町全域
参加者・受益者	豊中町内の93自治会他 (延人数 93 自治会)
役務提供者	豊中支部役員・事務局他 (実人数 22 人)
	(延人数 172 人)
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載

4. 総会及び理事会の開催状況

(1) 総会の開催状況

会 議 名	第4回通常総会
開 催 日 時	平成29年4月21日 19時00分～20時30分
出 席 状 況	64名 (会員37名、監事2名) 委任状提出25名
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度事業実績報告について ・平成28年度収支決算報告について ・平成28年度会計監査報告について ・平成29年度事業計画(案)について ・平成29年度収支予算(案)について ・役員改選(案)について

(2) 理事会等の開催状況

会 議 名	第39回理事会
開 催 日 時	平成29年4月12日 19時00分～21時00分
出 席 状 況	13名 (理事11名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回通常総会開催(案)について ・任期満了に伴う役員改選(案)について

会 議 名	第40回理事会
開 催 日 時	平成29年5月17日 19時00分～21時15分
出 席 状 況	13名 (理事11名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会の進め方について ・部会の進め方について ・平成29年度事業計画の進め方について ・専門部会の構成について ・事務職員の雇用について

会 議 名	第41回理事会
開 催 日 時	平成29年6月14日 19時00分～20時30分
出 席 状 況	13名 (理事11名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回不動の滝まつり」の開催について ・各部会での課題等について ・当面の事務局体制について

会 議 名	第42回理事会
開 催 日 時	平成29年8月17日 19時00分～21時00分
出 席 状 況	13名 (理事11名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「西讃百姓一揆」の本作りについて ・稲荷公園「月見の宴」について ・「第4回不動産の滝まつり」実行委員会の設置(案)について ・「平成29年度 豊中町文化祭(11月)」参加について ・「第2回パットゴルフ大会」開催(案)について

会 議 名	第43回理事会
開 催 日 時	平成29年9月20日 19時00分～20時05分
出 席 状 況	12名 (理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回不動産の滝まつり」実行委員会の設置(案)について ・「第53回豊中町文化祭(11月5日)」参加について ・「第2回パットゴルフ大会」開催(案)について ・「イベント関連備品類の拡充」について

会 議 名	第44回理事会
開 催 日 時	平成29年10月18日 19時00分～21時20分
出 席 状 況	12名 (理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊中コミュニティセンター」の館長の採用について ・「第4回不動産の滝まつり」の開催について ・「軽トラ市(11/26日)」への出店について ・平成29年度 事業計画の見直しについて ・「青空クラブジャズコンサート」への共催について

会 議 名	第45回理事会
開 催 日 時	平成29年11月13日 19時00分～21時10分
出 席 状 況	9名 (理事7名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回パットゴルフ大会」の開催について ・平成29年度 事業計画の見直しについて

会 議 名	第46回理事会
開 催 日 時	平成29年12月13日 19時00分～20時20分
出 席 状 況	10名 (理事9名、監事1名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成29年度 事業計画の見直し(案)」について ・「豊中コミュニティセンターロビー展」の実施について ・「どんど焼き」の実施について

会 議 名	第47回理事会
開 催 日 時	平成30年2月15日 18時55分～21時00分
出 席 状 況	11名 (理事9名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 事業計画 (案) 及び活動予算 (案) について ・視察研修 (案) について ・平成30年度 職員の雇用及び条件等(案)について ・定款の一部変更 (案) について

会 議 名	第48回理事会
開 催 日 時	平成30年3月14日 18時55分～20時45分
出 席 状 況	12名 (理事10名、監事2名)
審 議 及 び 議 決 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度事業実績報告(案)及び収支決算報告(案)について ・平成30年度事業計画 (案) 及び収支予算 (案) について ・定款の一部変更(案)について ・第5回通常総会開催(案)について ・不動の滝カントリーパークの花見時季の駐車場対策について ・「第5回不動の滝まつり」実行委員会の立上げについて

決 算 報 告 書

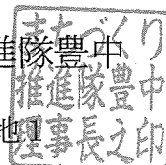
第 6 期

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地



貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位: 円)

平成30年3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	1,757,714
現金(事務局)	16,490	前受交付金	2,776,234
現金(コミュニティセンター)	7,698	預 り 金	293,316
現金(不動産の滝)	49,240	仮 受 金	20,000
普通預金(事務局)	2,833,281	流動負債 計	4,847,264
普通預金(コミュニティ)	1,365,001	負債合計	4,847,264
普通預金(不動産の滝)	2,331,613	正 味 財 産 の 部	
現金・預金 計	6,603,323	【正味財産】	
(売上債権)		前期繰越正味財産額	3,433,700
未 収 金	48,117	当期正味財産増減額	△ 235,550
売上債権 計	48,117	正味財産 計	3,198,150
(その他流動資産)		正味財産合計	3,198,150
仮 払 金	20,000		
その他流動資産 計	20,000		
流動資産合計	6,671,440		
【固定資産】			
(有形固定資産)			
構 築 物	348,458		
車両運搬具	363,516		
工具器具備品	562,000		
一括償却資産	100,000		
有形固定資産 計	1,373,974		
固定資産合計	1,373,974		
資産合計	8,045,414	負債及び正味財産合計	8,045,414

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成 30 年 3 月 31 日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金(事務局)	16,490
現金(コミュニティセンター)	7,698
現金(不動産の滝)	49,240
普通預金(事務局)	2,833,281
普通預金(コミュニティ)	1,365,001
普通預金(不動産の滝)	2,331,613
現金・預金 計	6,603,323

(売上債権)

未 収 金	48,117
ココロ	(24,187)
ペプシ	(12,528)
ダイドー	(11,402)
売上債権 計	48,117

(その他流動資産)

仮 払 金	20,000
その他流動資産 計	20,000

流動資産合計

6,671,440

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物	348,458
車両運搬具	363,516
工具器具備品	562,000
一括償却資産	100,000
有形固定資産 計	1,373,974

固定資産合計

1,373,974

資産の部 合計

8,045,414

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	1,757,714
ナフコ豊中店	(16,436)
JA オートエジター	(5,538)
エスエーエス(ガスキン)	(4,562)
JA オートエジターガスセンター	(2,348)
四国電力	(172,166)
水道局	(25,341)
N T T	(25,504)
シルバー人材センター	(230,208)
丸山作業所	(38,880)
村上電機	(52,056)
西讃赤松	(14,799)
豊中クリーン	(219,486)
役員報酬	(29,082)
職員給料	(528,582)

役員費用弁償	(34,908)		
四国警備保障	(20,520)		
法定福利費	(188,775)		
法定福利費(事業)	(46,253)		
その他	(102,270)		
前受交付金	2,776,234		
預り金	293,316		
源泉所得税	(53,761)		
個人住民税	(8,100)		
社会保険料	(231,455)		
仮受金	20,000		
流動負債計		4,847,264	
負債の部 合計			4,847,264
正味財産			3,198,150

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取交付金 11, 546, 766

【事業収益】

事業 収益 1, 832, 212

受託事業収益 9, 700, 000 11, 532, 212

【その他収益】

受取 利息 82

雑 収 益 60, 750 60, 832

【売上高】

名産品売上高 460, 050

経常収益 計

23, 599, 860

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業) 1, 971, 916

法定福利費(事業) 137, 250

人件費計 2, 109, 166

(その他経費)

材料費(事業) 653, 032

業務委託費(事業) 4, 295, 218

諸 謝 金(事業) 171, 765

印刷製本費(事業) 62, 883

旅費交通費(事業) 89, 490

事務用品費(事業) 11, 382

車 両 費(事業) 89, 759

車両燃料費(事業) 17, 531

通信運搬費(事業) 116, 387

消耗備品費(事業) 653, 208

消耗品 費(事業) 174, 394

食 糧 費(事業) 40, 818

修 繕 費(事業) 471, 210

施設燃料費(事業) 195, 194

水道光熱費(事業) 2, 425, 229

賃 借 料(事業) 109, 120

広告宣伝費(事業) 183, 397

減価償却費(事業) 50, 000

保 険 料(事業) 250, 760

リース料 (事業) 123, 566

租税 公課(事業) 762, 305

研 修 費(事業) 10, 000

支払手数料(事業) 159, 118

支払助成金(事業) 750, 783

その他経費計 11, 866, 549

事業費 計

13, 975, 715

【管理費】

(人件費)

給料 手当	6,088,543
役員費用弁償	357,000
役員 報酬	360,000
法定福利費	1,038,071
人件費計	<u>7,843,614</u>

(その他経費)

印刷製本費	202,494
会 議 費	50,804
旅費交通費	9,910
車 両 費	39,990
事務用品費	186,691
車両燃料費	12,654
通信運搬費	315,615
消耗備品費	32,309
消耗品 費	9,546
水道光熱費	40,900
賃 借 料	98,720
広告宣伝費	43,200
減価償却費	396,227
保 險 料	187,657
諸 会 費	12,900
リース 料	119,296
租税 公課	7,704
支払手数料	249,464
その他経費計	<u>2,016,081</u>

管理費 計

9,859,695

経常費用 計

23,835,410

当期経常増減額

△ 235,550

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

△ 235,550

当期正味財産増減額

△ 235,550

前期繰越正味財産額

3,433,700

次期繰越正味財産額

3,198,150

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書


法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 野田 卓三様

平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成30年4月16日

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中


監事 宇川 茂夫  印


監事 三野 勲  印

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成30年4月27日

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市豊中町本山甲201番地1

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人  まちづくり推進隊豊中

代表者氏名 理事長 野田 卓三  理事長之印

電話番号 0875-62-5210

全役員名簿

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊豊中

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を 受けた期間
理 事 長	野田 卓三	三豊市豊中町上高野 2 5 6 9 番地 1	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日
副理事長	十川 剛	三豊市豊中町比地大 9 6 7 番地 1	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
副理事長	千秋 隆	三豊市豊中町笠田笠岡 6 9 9 番地	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	近藤 八重子	三豊市豊中町比地大 1 2 3 6 番地	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	金子 忠弘	三豊市豊中町上高野 4 0 9 8 番地 7	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	筒井 得滋	三豊市豊中町岡本 6 2 5 番地 1	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	三野 求	三豊市豊中町岡本 2 5 0 3 番地	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	小畑 直樹	三豊市豊中町下高野 1 4 8 5 番地 2	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	西宇 徳義	三豊市豊中町比地大 3 4 8 7 番地	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	大西 久司	三豊市豊中町笠田笠岡 3 2 9 1 番地 1	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	田井 秀典	三豊市豊中町笠田竹田 4 7 8 番地	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
理 事	藤田 雅久	三豊市豊中町本山甲 1 2 6 8 番地	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
監 事	三野 彰	三豊市豊中町岡本 2 4 7 5 番地	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無
監 事	宇川 茂夫	三豊市豊中町本山甲 2 8 4 番地 3	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい豊中町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) コミュニティセンター及び公園の維持管理運営事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上12人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

- 2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市豊中町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の提示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。


附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	藤田 芳廣
副理事長	大西 啓幸
副理事長	近藤 八重子
理 事	大森 士郎
理 事	近藤 恵子
理 事	森 健
理 事	大西 元子
理 事	千秋 泰啓
理 事	金子 忠弘
理 事	籾田 薫
監 事	三野 求
監 事	十川 剛
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

この写しは、定款の原本と相違ありません。

平成30年4月27日

申請者	所在地	三豊市豊中町本山甲201番地1	
	名称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊豊中	
	代表者氏名	理事長 野田 卓三	
	電話番号	0875-62-5210	